

阪南介護相談センター

「地域で暮らす」を支えるサービスで 安心・充実の生活実現



介護に関する困りごと ご相談ください

介護支援専門員（ケアマネジャー）が
介護に関する相談をお受けしています

相談料は無料です



にこまる
生長会・法人会
キャラクター

介護支援専門員（ケアマネジャー）とは、

介護・介護保険に関する専門家

介護サービスを利用する方の「相談・窓口役」です。

- ✓ 要介護認定の申請代行
- ✓ ケアプラン（介護サービス計画書）の作成
- ✓ 介護サービス事業所・関係機関との連絡調整

などを担います。



サービスご利用の流れ

step 1

要介護認定を受ける



●申請 **代行可能**

お住まいの市区町村の窓口へ

●認定調査 **主治医意見書**

調査員が 市の依頼により
ご自宅を訪問 主治医が作成

●審査会

どの程度支援が必要か判定

●結果通知

申請から約1ヶ月程度で送付

step 2

ケアプランを作成する

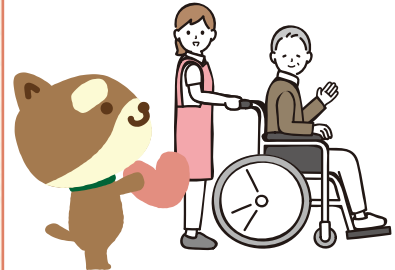


担当の介護支援専門員
(ケアマネジャー) が
ご自宅を訪問。

お身体のこと、
生活状況等お聞きし、
ご希望を考慮して
ケアプランを作成します。

step 3

サービスの 利用開始



担当の介護支援専門員
(ケアマネジャー) が
必要な手続き・利用
サービス事業所との調整。

ご利用者様のご同意を
得たうえで、利用開始
となります。

よくあるご質問

Q / 相談はどのようにしたら良いですか？

A / 事前にご連絡をいただくと相談時間が取りやすくなります。来所いただくことや相談員が訪問することも可能です。

Q / 相談料はかかりますか？

A / 相談や介護保険の代行申請などの料金は無料です。

Q / 介護が初めてなのですが 何から始めたらいいですか？

A / まずは介護申請、その後に介護サービスの調整や住宅環境の整備などを検討、サービス開始になります。介護サービスの開始にはケアマネジャーの契約が必要です。

お電話でのお問合せやご来訪頂いてのご相談、訪問のご依頼なども承っております。

まずはお気軽にお問合せください。



社会医療法人 生長会

阪南介護相談センター



〒599-0202 大阪府阪南市下出17
(阪南市民病院 1階 医療福祉サポートセンター横)

☎ 072-471-3321

受付時間 | 月～金曜日 午前9時～午後5時まで